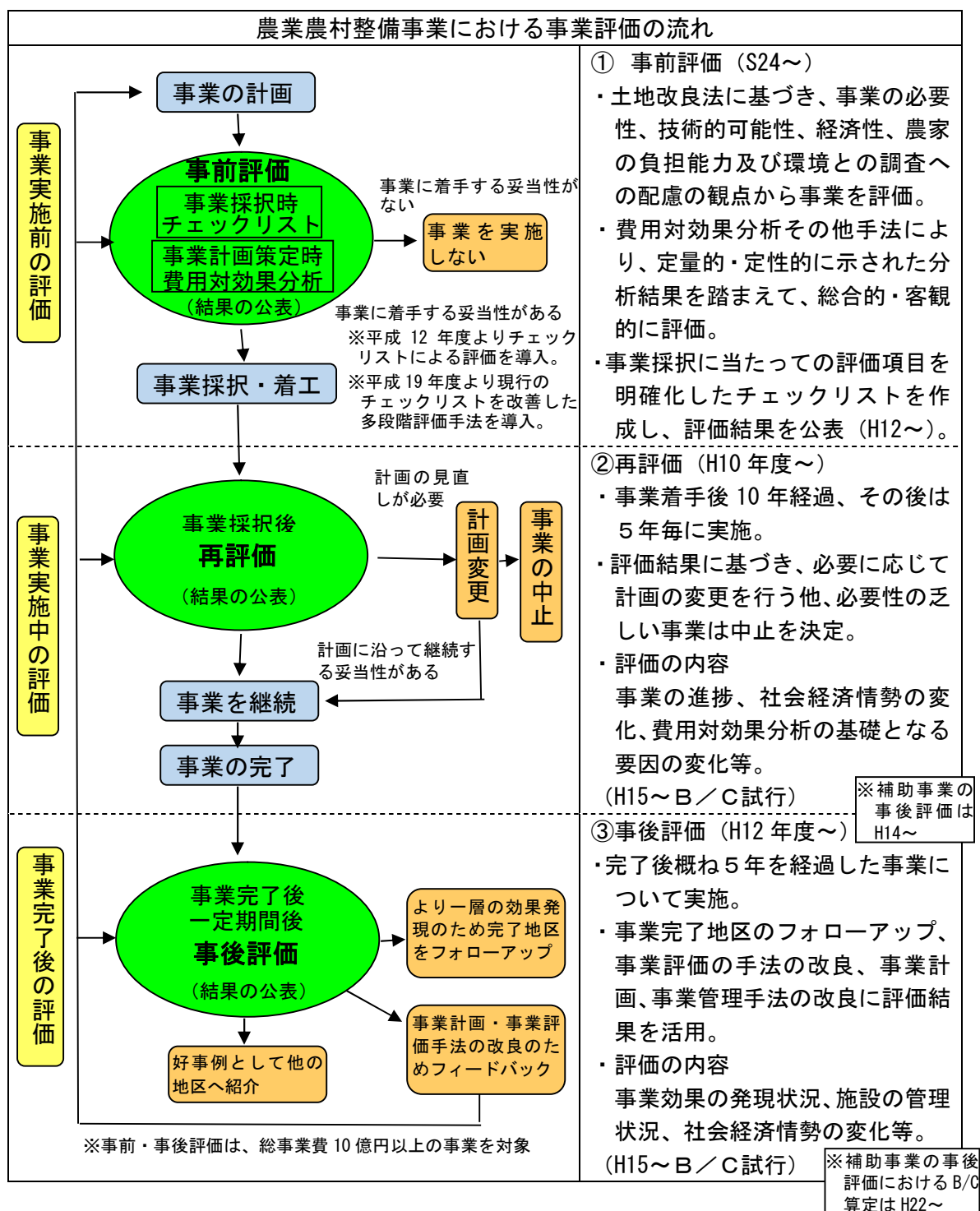


【農業農村整備事業等における事業評価の流れ】

政策評価は平成13年6月に制定された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき政策の必要性、有効性、効率性を自ら評価し、その評価結果を政策に反映することを目的に実施しています。

農林水産省の政策評価においては、農林水産省政策評価基本計画（令和2年3月大臣決定）に基づき、実績評価、総合評価、事業評価を実施しています。



政策評価法と農業農村整備事業等の事業評価との関係の概要

政策評価法（H14.4.1 施行）	農林水産省政策評価基本計画（R2.3.31 決定 R4.8.30 一部変更）	農業農村整備事業等の事業評価に係る要領等
第九条 行政機関は、その所掌に関し、次に掲げる要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。 第八条 行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。	第6 事前評価の実施に関する事項 1 公共事業の事業評価 (1) 評価の対象 政策評価法第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「施行令」という。）第3条により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とする。 なお、交付金に係る事業については、政策評価法第9条により評価を義務付けられた個々の公共事業に当たらないため、事後評価を含めた公共事業の事業評価の対象としない。 (2) 実施時期 新たに事業を採択する時までに評価を実施する。ただし、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時までに評価を実施する。 第7 事後評価の実施に関する事項 3 公共事業の事業評価 事後評価として、期中の評価及び完了後の評価を実施する。 (1) 期中の評価 ア 評価の対象 原則として、政策評価法第7条第2項第2号及び施行令第2条により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業を対象とし、実施計画において示すこととする。 イ 実施時期 以下の時期に実施する。ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の変更計画の検討等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。 ① 未着手の事業にあつては、事業採択から未着手のまま5年を経過した時点 ② 未了の事業にあつては、事業採択から未了のまま10年を経過した時点 ③ 対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと (2) 完了後の評価 ア 評価の対象 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とする。ただし、完了後の評価が政策評価法により義務付けられていないことから、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施する。 イ 実施時期 事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に実施する。ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。	【事前評価】 ○農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について（制定 H12.3.24 最終改正 H22.8.31） 【事後評価（期中の評価）】 ○国営土地改良事業等再評価実施要領（制定 H10.3.27 最終改正 H22.8.30） ○直轄海岸保全施設整備事業再評価実施要領（制定 H10.3.27 最終改正 H22.8.30） ○機構営事業等再評価実施要領（制定 H15.10.1 最終改正 H20.4.1） ○農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（制定 H15.2.13、最終改正 H22.9.21） 【事後評価（完了後の評価）】 ○国営土地改良事業等事後評価実施要領（制定 H12.3.27 最終改正 H22.3.31） ○機構営事業事後評価実施要領（制定 H15.10.1 最終改正 H20.4.1） ○農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（制定 H15.2.13、最終改正 H22.9.21）

国が行う補助事業の事業評価の進め方について

1. 補助事業の事業評価の考え方

農林水産省が行う事業評価は、「農林水産省政策評価基本計画」（令和2年3月31日農林水産大臣決定）に基づき、国民に対する行政の説明責任の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現及び国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的として実施。

補助事業の事業評価の対象地区については、「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領」において、以下のとおり規定。

＜期中評価＞

- ① 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区
- ② 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区（以降、再評価を実施した年度から5年度ごと）

＜事後評価＞

- ① 総事業費10億円以上の事業
- ② 事後評価の実施は、事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後
- ③ 事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施

2. 令和4年度の事後評価実施地区の選定

- (1) 令和4年5月24日付事務連絡の実施方針に基づき、平成28年度完了、総事業費10億円以上の地区を対象とし、地方農政局毎に対象地区数の20%以上確保できるように選定。

- (2) 近畿農政局管内では1事業種1地区が対象。

事業実施主体の協力が得られたため、農業競争力強化基盤整備事業「上平木地区」（事業実施主体：滋賀県）について実施。

3. 学識経験者等の知見の活用

評価の実施に当たっては、多様な意見の反映、客観性の確保という観点から、

- ① 評価実施地区の地区別結果書（案）について、第三者の意見を聴取する
- ② この第三者の意見は、地区別結果書（案）に最大限尊重することとしていることから第三者からなる技術検討会を開催する。

なお、第三者委員に評価地区の理解を深めて頂くため、地区別結果書（案）の内容に参考となる写真やデータ表、関係資料等を加えたパワーポイント資料を作成。

また、よりよく理解して頂くため、現地調査を実施。

4. 事後評価の公表

- ① 技術検討会の開催についてはプレスリリースを行い、技術検討会、会議資料、議事録については、委員による確認・了承を得た上で、公表とする。
- ② 事後評価結果書については、3月末に農林水産省ホームページの公表に併せ、近畿農政局ホームページに公表。

【令和4年度技術検討会の第三者委員名簿】

分野	氏名	所属・役職
農業土木	ふじはら まさゆき 藤原 正幸	京都大学大学院農学研究科教授
経済	おかだ ともひろ 岡田 知弘	京都橘大学経済学部教授
環境	すど みき 須戸 幹	滋賀県立大学環境科学部教授
マスコミ	ふるたに ちえ 古谷 千絵	ジャーナリスト
消費者	さかもと まゆみ 坂本真有美	京都府生活協同組合連合会理事

令和４年度近畿農政局補助事業の事業評価に係るスケジュール

時 期	事 項	備 考
11月28日(月)	○第１回局内幹事会	場所：局第４会議室 時間：10：00～11：30
12月15日(木)	○第１回局内委員会	場所：局第１会議室 時間：10：00～11：30
1月16日(月)	●現地調査及び技術検討会（第１回） ・評価結果（案）の説明・検討	現地調査 農業競争力強化基盤整備事業 「上平木地区」（滋賀県東近江市） 技術検討会 滋賀県東近江合同庁舎３Ｃ会議室
1月下旬	○第２回局内幹事会	持ち回り
2月上旬	○第２回局内委員会	持ち回り
2月13日(月)	●技術検討会（第２回） ・第三者意見のとりまとめ	場所：近畿農政局第４会議室
2月末まで	○本省報告	局内決裁あり
3月末まで	○評価結果の公表	本省及び農政局

農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領

平成15年 2月13日付け14農振第1906号
最終改正 平成22年 9月21日付け22生畜第1225号
平成22年 9月21日付け22農振第1248号

第1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価

（1）事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第7条第1項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の別表3の1の（2）及び2の（2）に掲げる補助事業のうち生産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。

ア 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区にあつては、当該時点の属する年度

イ 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあつては、当該時点の属する年度

ウ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあつては、直近に再評価を実施した年度から5年度ごと

（2）当該年度内に対象事業地区が事業を完了する場合は、実施しないものとする。

（3）（1）のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

2 事後評価

（1）事業評価の対象となる事業は、実施計画の別表3の1の（2）に掲げる補助事業のうち生産局及び農村振興局の所掌に係るものであって、総事業費10億円以上のものとし、その事業を完了した地区について、原則として、事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に事業評価を実施するものとする。ただし、事業完

了後の事業評価が政策評価法により義務づけられていないことから、事業主体の協力が得られる範囲内で実施するものとする。

- (2) (1) のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

第3 事業評価の実施手続

- 1 地方農政局（北海道にあつては生産局又は農村振興局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）においては、関係部課長をもって構成する補助事業評価委員会で評価結果書案等を検討の上取りまとめる。

なお、事業評価の実施に当たっては、事業主体の協力の下実施するものとする。

- 2 生産局又は農村振興局においては、評価結果書案等を取りまとめ、評価書の案を作成する。

第4 事業評価の実施

1 再評価

- (1) 地方農政局長（北海道にあつては農林水産省生産局長又は農林水産省農村振興局長（以下「生産局長等」という。）、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、補助金交付の方針案（予算割当てに関する方針案及びその理由等。）を取りまとめ、再評価地区別資料（別紙様式1）及び再評価結果書（別紙様式2）の案を作成するものとする。

〔再評価地区別資料記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）
- イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ウ 事業の進捗状況
- エ 関連事業の進捗状況
- オ その他

- (2) 地方農政局長等は、再評価結果書案等を再評価の実施年度の2月末日までに生産局長等に報告するものとする。

- (3) 生産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、当該事業の補助金交付の方針案を決定する。

2 事後評価

- (1) 地方農政局長等は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、事後評価地区別結果書（別紙様式3）を取りまとめるものとする。

〔事後評価地区別結果書記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

- イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。）
- ウ 事業により整備された施設の管理状況
- エ 事業実施による環境の変化
- オ 社会経済情勢の変化
- カ 今後の課題等

（２）地方農政局長等は、事後評価地区別結果書を事後評価の実施年度の２月末日までに生産局長又は農村振興局長に報告するものとする。

（３）生産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえた対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を進めるものとする。

第５ 学識経験者等の知見の活用

評価に当たっては、客観性の確保及び多様な意見を反映させるとともに、評価手法の向上を図るため、学識経験者等の第三者の知見を活用するものとする。

第６ 評価結果等の公表

- １ 生産局長等は、基本計画第５の３の（４）のイに基づき、原則として事業評価の実施年度の３月末日までに評価書を公表するものとする。
- ２ 評価書の公表に当たっては、事業評価の透明性や評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の基礎となったデータ、第三者等から聴取した意見を併せて公表するものとする。

第７ 評価手法の改善

評価手法については、今後更なる評価精度の向上を図るため逐次改善に努めるものとする。

第８ 評価基礎資料等の収集における事業主体の積極的な協力

事業主体は、主体性をもって事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、必要な情報の収集及び事業効果の把握に努めるものとする。

その際、事業により整備される施設の管理主体が事業主体と異なる場合には、事業主体は管理主体の協力を得るものとする。

なお、これら収集・把握した情報等について事業主体は、地方農政局等へ積極的に提供し、事業評価の的確な実施に協力するものとする。

第９ 委任

補助事業評価委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定めるものとする。

近畿農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会設置要領

平成 27 年 10 月 1 日付け 27 近企第 39 号

(目 的)

- 第 1 条** 近畿農政局管内における農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、国の補助金の交付を受けて府県等が事業実施主体（以下「事業主体」という。）となって実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、以下の目的に資するため、農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成 22 年 9 月 21 日付け 22 生畜第 1225 号生産局長及び 22 農振第 1248 号農村振興局長通知。以下「補助事業評価要領」という。）に基づき、近畿農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）を設置する。
- （１）事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について、総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針案の検討（以下「再評価」という。）を行う。
- （２）事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価（以下「事後評価」という。）を行う。

(事 務)

- 第 2 条** 事業評価委員会は、次に掲げる事項の事務を行う。
- （１）再評価に係る事項
- ① 補助事業評価要領第 2 の 1 で定める対象事業に係る再評価に関すること。
 - ② 補助事業評価要領第 4 の 1 の（１）で定める補助金交付の方針案の検討及び再評価結果書等の作成に関すること。
- （２）事後評価に係る事項
- ① 補助事業評価要領第 2 の 2 で定める対象事業に係る事後評価に関すること。
 - ② 補助事業評価要領第 4 の 2 の（１）で定める事後評価地区別結果書等に関すること。

(構 成)

- 第 3 条** 事業評価委員会の構成及び役名は、別表 1 のとおりとする。ただし、委員長は、必要に応じ関係職員を事業評価委員会に参加させることができる。
- 2 事業評価委員会は、所要の事務を行わせるため、関係部課課長補佐等により構成される補助事業評価幹事会（以下「事業評価幹事会」という。）を設置する。事業評価幹事会の構成及び役名は別表 2 のとおりとする。ただし、幹事長は、必要に応じて関係職員を事業評価幹事会に参加させることができる。

(運 営)

第4条 事業評価委員会の運営は、以下のとおりとする。

(1) 事業評価委員会

- ① 事業評価委員会は、第2条に掲げる事務を円滑に行うため必要に応じて開催する。
また、委員長が必要と認めたとき又は委員から要請があったときに開催する。
- ② 事業評価委員会は委員長が招集し、その会務を統括する。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- ③ 事業評価委員会は、補助事業の再評価及び事後評価を行った場合には、当該評価結果を近畿農政局長へ報告するものとする。
- ④ 補助事業評価要領第5で定める学識経験者等の知見の活用に関すること。

(2) 事業評価幹事会

- ① 事業評価幹事会は、必要に応じて開催する。また、幹事長が必要と認めたとき又は幹事から要請があったときに開催する。
- ② 事業評価幹事会は幹事長が招集し、その会務を統括する。ただし、幹事長に事故あるときは、副幹事長等がその職務を代行する。

(事 務 局)

第5条 事業評価委員会及び事業評価幹事会の事務局は以下のとおりとし、関係各課の協力を得て庶務を行う。

- (1) 第2条の(1)に係るもののうち、農村振興局の補助事業に係るものについては、農村振興部設計課に置く。
- (2) 第2条の(2)に係るもののうち、農村振興局の補助事業に係るものについては、農村振興部土地改良管理課に置く。
- (3) 第2条の(1)及び(2)に係るもののうち、生産局の補助事業に係るものについては、生産部畜産課に置く。

(雑 則)

第6条 この要領に定めるもののほか、事業評価委員会及び事業評価幹事会に必要な事項はそれぞれの事業評価委員会、事業評価幹事会で定める。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 「近畿農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会設置要領」(平成27年4月1日付け)は廃止する。
- 3 この要領は、平成27年10月1日から施行する。

別表1 事業評価委員会の構成

(1) 第2条の(1)に係るもの

- ① 補助事業評価要領第2の1で定める対象事業のうち、草地畜産基盤整備事業に係るもの

役 名	役 職
委 員 長	生 産 部 長
副委員長	地方参事官（特命担当）
委 員	生 産 部 生産振興課長
〃	〃 畜 産 課 長

- ② その他のもの

役 名	役 職
委 員 長	農村振興部長
副委員長	地 方 参 事 官（事業計画）
〃	地 方 参 事 官（各省調整）
委 員	農 村 振 興 部 設 計 課 長
〃	〃 農 村 計 画 課 長
〃	〃 土 地 改 良 管 理 課 長
〃	〃 農 村 環 境 課 長
〃	〃 事 業 計 画 課 長
〃	〃 水 利 整 備 課 長
〃	〃 農 地 整 備 課 長
〃	〃 地 域 整 備 課 長
〃	〃 防 災 課 長

(2) 第2条の(2)に係るもの

- ① 補助事業評価要領第2の2で定める対象事業のうち、草地畜産基盤整備事業に係るもの

役 名	役 職
委 員 長	生 産 部 長
副委員長	地方参事官（特命担当）
委 員	生 産 部 生産振興課長
〃	〃 畜 産 課 長

② その他のもの

役 名	役 職
委 員 長	農村振興部長
副委員長	地 方 参 事 官（事業計画）
〃	地 方 参 事 官（各省調整）
委 員	農 村 振 興 部 設 計 課 長
〃	〃 農 村 計 画 課 長
〃	〃 土 地 改 良 管 理 課 長
〃	〃 農 村 環 境 課 長
〃	〃 事 業 計 画 課 長
〃	〃 水 利 整 備 課 長
〃	〃 農 地 整 備 課 長
〃	〃 地 域 整 備 課 長
〃	〃 防 災 課 長

別表2 事業評価幹事会の構成

(1) 第2条の(1)に係るもの

- ① 補助事業評価要領第2の1で定める対象事業のうち、草地畜産基盤整備事業に係るもの

役 名	役	職
幹 事 長	生 産 部	畜 産 課 課長補佐(草地)
副幹事長	〃	生 産 振 興 課 課長補佐(総務)
幹 事	〃	畜 産 課 畜産環境対策官

② その他のもの

役 名	役	職
幹 事 長	農村振興部	設 計 課 事業調整室長
副幹事長	〃	〃 課長補佐(土木技術)
幹 事	〃	農 村 計 画 課 課長補佐(技術)
〃	〃	土地改良管理課 農政調整官(開発)
〃	〃	農 村 環 境 課 課長補佐(総務)
〃	〃	事 業 計 画 課 課長補佐(総務)
〃	〃	水 利 整 備 課 課長補佐
〃	〃	農 地 整 備 課 課長補佐
〃	〃	地 域 整 備 課 課長補佐
〃	〃	防 災 課 課長補佐

(2) 第2条の(2)に係るもの

- ① 補助事業評価要領第2の2で定める対象事業のうち、草地畜産基盤整備事業に係るもの

役 名	役	職
幹 事 長	生 産 部	畜 産 課 課長補佐(草地)
副幹事長	〃	生 産 振 興 課 課長補佐(総務)
幹 事	〃	畜 産 課 畜産環境対策官

② その他のもの

役 名	役	職
幹 事 長	農村振興部	土地改良管理課
副幹事長	〃	地域整備課
幹 事	〃	設計課
〃	〃	〃
〃	〃	農村計画課
〃	〃	農村環境課
〃	〃	事業計画課
〃	〃	水利整備課
〃	〃	農地整備課
〃	〃	防災課
		農政調整官（開発）
		課長補佐
		事業調整室長
		課長補佐（土木技術）
		課長補佐（技術）
		課長補佐（総務）
		課長補佐（総務）
		課長補佐
		課長補佐
		課長補佐

近畿農政局農業農村整備事業等事業評価技術検討会設置要領

令和4年11月2日付け4近振第1320号

第1条 目的

この要領は、農林水産省政策評価基本計画（平成24年4月19日農林水産大臣決定。以下「政策評価基本計画」という。）、国営土地改良事業等再評価実施要領（平成22年8月30日付け22生畜第1142号生産局長及び22農振第1208号農村振興局長通知。以下「再評価実施要領」という。）、国営土地改良事業等事後評価実施要領（平成22年3月31日付け21生畜第2071号生産局長及び21農振第2160号農村振興局長通知。以下「事後評価実施要領」という。）及び農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成22年9月21日付け22生畜第1225号生産局長及び22農振第1248号農村振興局長通知。以下「補助事業評価要領」という。）に基づき、専門的知見を有する有識者等（以下「委員」という。）から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）の設置及び運営等に関する事項を定めるものとする。

第2条 技術検討会

- 1 技術検討会は、政策評価基本計画第6の1の（3）のウの規定、再評価実施要領第4の2の規定、事後評価実施要領第3の4の規定又は補助事業評価要領第5の規定に基づき設置する。
- 2 技術検討会は、近畿農政局国営事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）が取りまとめた政策評価基本計画第6の1に基づく評価結果（以下「事前評価結果」という。）、再評価実施要領第5の1に基づく評価結果（以下「再評価結果」という。）、事後評価実施要領第4の2及び第4の3に基づく評価結果（以下「事後評価結果」という。）並びに近畿農政局農業農村整備事業等補助事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）が取りまとめた補助事業評価要領第4の1の（1）及び第4の2の（1）に基づく評価結果について審議を行う。

第3条 構成等

- 1 技術検討会は、委員5名程度をもって構成する。
なお、委員は、事業管理委員会又は事業評価委員会が推薦し、近畿農政局長が委嘱する。
- 2 委員は、公正中立の立場を堅持するものとする。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から事前評価結果、再評価結果及び事後評価結果の公表を行う年度の年度末までとする。ただし、委員の任期途中に欠員が生じた場合においては、事業管理委員会又は事業評価委員会が補欠委員を推薦し、近畿農政局長が委嘱したときには、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 技術検討会に委員長をおき、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は、技術検討会を主宰し、会議の議長となる。
- 6 委員長が事故ある時又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第4条 運営等

- 1 技術検討会は、事業管理委員会事前評価委員長、同再評価委員長、同事後評価委員長、事業評価委員会再評価委員長又は同事業評価委員長から事業に係る事前評価、再評価又は事後評価について意見を求められたときに開催する。
- 2 技術検討会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 技術検討会は、審議結果を意見としてとりまとめ、事業管理委員会又は事業評価委員会に具申する。

第5条 事務局

技術検討会の事務局は、国営事業の事前評価は農村振興部事業計画課、再評価は農村振興部設計課、事後評価は農村振興部土地改良管理課に置く。ただし、補助事業評価要領第2の規定で定める草地畜産基盤整備事業に係るものは生産部畜産課に置く。

第6条 雑則

- 1 この要領に定めるもののほか、技術検討会の運営等に必要な事項は技術検討会において定める。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 「近畿農政局農業農村整備事業等事業評価技術検討会設置要領」（平成22年6月1日付け）は廃止する。
- 3 この要領は、平成27年10月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成28年6月16日から施行する。
- 5 この要領の改正は、令和4年11月2日から施行する。

各地方農政局
農 村 振 興 部 土地改良管理課長
水利整備課長
農地整備課長
防災課長
沖縄総合事務局農林水産部 農村振興課長

} 殿

農林水産省
農村振興局 整 備 部 土地改良企画課 課長補佐（事業効果班）
水資源課 課長補佐（水利施設強靱化班）
農地資源課 課長補佐（経営体育成事業企画班）
防災課 課長補佐（広域防災班）

令和 4 年度における農業農村整備事業等補助事業の事後評価の実施方針について

農業農村整備事業等補助事業の事後評価は、平成 14 年 4 月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「政策評価法」という。）が施行され、農林水産省においては政策評価法第 6 条第 1 項に基づき策定された「農林水産省政策評価基本計画」（以下「基本計画」という。）及び「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領」（以下「実施要領」という。）に即し、平成 14 年度から実施してきたところである。この間、平成 22 年の行政事業レビューの指摘を踏まえ、同年 12 月に「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）における費用対効果分析の厳格化について」を発出し、事後評価における費用対効果分析の原則化を図ってきたところである。

令和 4 年度の農業農村整備事業等補助事業の事後評価の実施に当たっては、事業実施主体を対象とした事後評価に関する調査結果を基に、事業実施主体の協力が得られた地区について、評価を実施することとする。

具体的な内容については、別紙「令和 4 年度農業農村整備事業等補助事業の事後評価の実施方針」を定めたので参照されたい。

なお、事後評価を含む公共事業の事業評価については、総務省等より評価の厳格化、評価に関する情報の国民への提供等が求められていることから、評価内容の充実等より適切な評価が行われるようお願いする。

令和4年度農業農村整備事業等補助事業の事後評価の実施方針

1. 評価対象候補地区の考え方

施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農業農村整備事業等補助事業のうち、総事業費10億円以上の事業完了後おおむね5年経過した地区（平成28年度に事業を完了した地区）を対象とする。

なお、評価対象候補地区の抽出に当たっては、以下の事項に留意して行うものとする。

(1) 平成28年度予算を繰越し平成29年度に完了した地区は対象外とすること。一方、平成27年度予算を繰越し平成28年度に完了した地区は対象とすること。

(2) 予算分割採択地区で効果算定を地区全体で行っている場合は、最終採択された地区が完了した年度の翌年度から起算し、おおむね5年経過の整理を行うこと。

例) I期地区が平成28年度完了、II期地区が令和元年度完了の場合は、令和4年度は評価対象外（I期地区はII期地区と併せ令和7年度が評価対象年）。

(3) 交付金に係る事業については、評価を義務付けた個々の公共事業に該当しないことから、事業完了時点において交付金事業の地区は、評価対象にしないこと。

例) 平成11年に補助事業で着手したが、その後、交付金に移行し平成28年に交付金事業として完了した場合は対象外。

2. 評価実施地区の決定

(1) 評価対象候補地区一覧の作成

① 農村振興局土地改良企画課（以下「本省」という。）は、「1. 評価対象候補地区の考え方」に基づき、農村振興局事業担当課の協力の下、当該年度の評価対象となる全ての事業地区について、一覧表を作成すること。

② 令和4年度の対象候補地区は、「（別添1）令和4年度補助事業の事後評価対象候補地区」のとおり。

(2) 事後評価に関する調査の実施

① 地方農政局（北海道においては農村振興局、沖縄県においては沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）は、(1)②の地区について、事業実施主体（都道府県等）を対象とした事後評価に関する調査を実施し、事業実施前後の総事業費・工期・受益面積等の変化や整備された施設・農地の管理状況について取りまとめること。

② 事後評価に関する調査は「（別添2）国が行う農業農村整備事業等補助事業の事後評価に関する調査の実施について」、調査結果のとりまとめは「（別添3）調査結果一覧」を活用すること。

(3) 評価実施地区の決定

① 地方農政局等は、(2)①の結果を基に、事業実施主体の協力が得られた地区のうち、事業実

施前後の総事業費の増減や事業工期の延伸が大きい等の特徴的な地区、最終計画の費用対効果分析に関する資料の提供が可能な地区を中心に、以下の事項に留意しながら事業実施主体と調整し、評価実施地区を決定すること。

- 1) 地方農政局毎に評価対象候補地区数に対する実施地区数が 20%以上かつ地方農政局等管内の評価対象候補地区を有する都道府県の相当数以上の地区数が確保できるよう選定する。
- 2) 地区選定に当たっては、作業労力を考慮し、特定の都道府県及び事業種に偏りがないように留意する。

② 特徴的な地区の判断は、以下の項目に該当する数が多い地区を基本とする。なお、以下の項目の他に地方農政局等で独自の基準を追加しても構わない。

- 1) 事業規模： 完了時の事業費の規模が大きい地区
(参考値： H29～R3 年度の評価候補地区の平均事業費を基に整理→ 約 27 億円)
- 2) 事業費の増減： 当初計画から完了時の総事業費の増減率が大きい地区
(参考値： H29～R3 年度の評価候補地区の事業費の平均増減率を基に整理→ ±15%)
- 3) 事業工期の延伸： 当初計画から完了時の事業工期の延伸率が大きい地区
(参考値： H29～R3 年度の評価候補地区の工期の平均延伸率を基に整理→ ±80%)
- 4) 受益面積の増減： 当初計画から最終計画時の受益面積の増減率が大きい地区
(参考値： H29～R3 年度の評価候補地区の受益面積の平均増減率を基に整理→ ±5%)
- 5) 費用便益比(B/C)： 最終計画時の B/C が参考値の最小値以下もしくは最大値以上の地区
(参考値： B/C が 1.03～1.97 の範囲。これは、H29～R3 年度の評価候補地区の約 8 割が含まれる範囲である)
- 6) 整備された農地や施設の利用・管理状況について特記すべき事項がある地区

(4) 評価実施地区等の報告

① 地方農政局等は、「(別添 3) 調査結果一覧」に事後評価に関する調査結果、評価実施地区の選定結果及び選定理由、評価未実施地区の非選定理由を整理し、別途指示する期日までに本省に報告すること。

3. 評価結果書等の作成

(1) 地区別評価結果書

地区別評価結果書は、地方農政局等の事業担当課が事業実施主体の協力の下、「(別添 4) 地区別評価結果書記載例」に基づき作成するとともに、以下の事項に留意すること。

① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

- 1) 費用対効果分析の算定の基礎である作付面積、生産額、労働時間等は、事後評価時点の数字の把握に止まらず、最終の事業計画の現況・計画から事後評価時点の数字が大きく増減

している場合は、その要因の把握に努めること。

- 2) 特に、産地収益力の強化、農家所得の向上等の観点から、事後評価時点において作物別作付面積が大きく異なる場合（水稻及び土地利用型作物の増、野菜等高収益作物の減）や単収が減少している作物がある場合においては、可能な限り当該事業区域周辺の地域を含めた営農状況を把握し、その要因を分析・評価すること。

※ 例えば区画整理等面整備事業が実施された地区においては、区画の大型化による作業効率の向上の観点から、当該区域で作付けされていた野菜等が周辺に移動している場合もあること、及び単収の減については、より高収益な作物や品種への転換・導入が図られている場合もあるため。

② 事業効果の発現状況

- 1) 事業効果の発現状況については、統計資料等の客観的なデータやアンケート及び聞き取り調査等により、事業実施前後の状況について可能な限り定量的に整理すること。
- 2) また、評価の対象となる効果については、当該事業（関連事業を含む。）の事業目的に即した効果の発現状況のみならず、当該事業の実施により地域経済への影響等が認められる6次産業化の取組に関する効果等波及的な効果も含め、新たに発現が確認された効果についても整理すること。
- 3) その際の中項目の見出し（タイトル）は、「事業の目的に関する事項」、「土地改良長期計画における施策と目指す成果の確認」、「事業による波及効果等」及び「事後評価時点における費用対効果分析の結果」とし、このうち、「土地改良長期計画における政策と目指す成果の確認」に関する内容の場合にあっては、極力、新たな土地改良長期計画（令和3年3月23日閣議決定）の項目に即して、重要業績指標（KPI）及び活動指標の視点に立って、効果の発現状況を整理すること。
- 4) 具体的には、これまでの評価結果の整理において、定性的な表現に止めていた「高収益作物の導入」、「6次産業化の取組に関する生産額、雇用の創出」等については、下表を参考に、可能な限り具体的且つ定量的な評価に努めること。

効果の発現状況の記載例	定量的に評価すべき事項
◇ 水稻から野菜・花き等の高収益作物への作付転換が図られている。	◇ 主な高収益作物名、作付面積、生産額等
◇ ほ場の大区画化や汎用化により、農作業の効率化が図られている。	◇ 労働時間、機械経費、水稻においては60kg当たりの生産コスト等
◇ 農作業の省力化が図られたことから、減農薬・減化学肥料による特別栽培の取組が開始され、地域ブランドとして販売されている。	◇ 特別栽培されている作物名、作付面積、生産額、特別栽培と普通栽培の作物単価の差等
◇ 地域内農産物は、酒造メーカーとの契約栽培が行われ、同社が生産する焼酎の原材料として利用されている。	◇ 生産される焼酎に占める地域内農産物の種類、量、割合、販売額等
◇ 防除用水の安定供給に伴い、輸出先国の防除基準に適合する農作物の生産が可能になり、地域内農産物の輸出が行われるようになった。	◇ 農産物の輸出量、輸出額等
◇ 新たに果樹が導入されたことにより観光農園が開設されている。	◇ 観光農園の開設数、入園者数、売上額等

◇ 野菜等の作付拡大により、地域内農産物を活用した加工・販売（6次産業化）及びそれに伴う雇用の増大が図られている。	◇ 加工に利用されている農産物量、割合、販売額、雇用者数、賃金等
◇ 農作物の安定生産により、地域内農産物が地元小学校の給食に活用され、地産地消の推進が図られている。	◇ 学校給食に利用されている農産物量、割合等
◇ 整備された農村公園や活性化施設では、地域内農産物の収穫祭や農産物を利用した体験イベント等が開催され、地域の活性化が図られるとともに、地域住民と都市住民との交流も促進されている。	◇ イベント等の開催回数、参加者の概要（訪問者の居住地、人数）等
◇ 安定的な農業生産に伴い、関係機関と連携した研修や農地の斡旋などの担い手支援を実施したことにより、地域内ではU・J・Iターン者が新規就農しており、地域の人口減少問題の改善・解決に貢献している。	◇ 新規就農者数、家族を含めた農村地域の人口増加数等

③ 事業実施による環境の変化

- 1) 本事業との関連性を明らかにした上で、事業実施に伴う各種環境（生活環境、自然環境等）の変化について、各種調査結果の他、アンケートや聞き取り調査結果等から、可能な限り定量的に評価すること。

④ 今後の課題

- 1) 今後の課題については、整備された施設に関する課題（維持管理に関する課題等）のみならず、地域農業の持続的な発展や農家所得の向上等に関する課題について整理するとともに、その課題解消に向けて必要となる取組や改善方向について整理すること。
- 2) 関連事業の進捗が著しく遅れている等の理由から、事業効果の発現が不十分であり、一層の効果発現に向けた取組が必要な地区においては、可能な限りその原因を明らかにした上で、改善方策について検討を行い、今後の課題に記載すること。

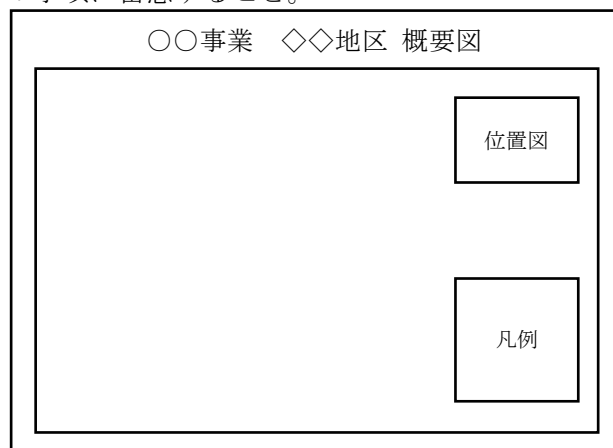
⑤ 事後評価結果

- 1) 地区別評価結果書の評価項目3～6（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、事業効果の発現状況、事業実施による環境の変化、今後の課題等）において整理した内容を事後評価結果として簡潔に記載すること。
- 2) なお、本項に技術検討会（「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領」第5に基づき設置される組織をいう。以下同じ。）等からの意見を踏まえた評価結果を記載する場合は、本項のみならず、評価項目3～6にその意見の前提となる根拠を記載すること。

(2) 事業概要図

事業概要図の作成は、最終の事業計画に基づき、以下の事項に留意すること。

- ① タイトルは「〇〇事業 ◇◇地区 概要図」
- ② 様式はA4
- ③ 凡例を付ける
- ④ 河川から取水し、用水供給する場合はその河川名を記載する



概要図の作成イメージ

- ⑤ 都道府県の中での地区の位置図を付ける
- ⑥ 写真を添付する場合は撮影年を記載する
- ⑦ 「平成〇年計画変更」といった紛らわしい情報は記載しない
- ⑧ PDF形式で2MB以内とする

(3) 費用対効果分析の算定及び事業の効用に関する説明資料の作成

費用対効果分析の算定は、地方農政局等の事業担当課が事業実施主体の協力の下、「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）における費用対効果分析の厳格化について（平成22年12月17日 関係部長通知）」及び「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）における費用対効果分析について（平成22年12月17日 関係班長通知）」に基づき実施するとともに、以下の事項に留意して行うものとする。

また、事業の効用に関する説明資料の作成は、「（別添5-1）事業の効用に関する説明資料の記載例（総費用総便益比方式）」又は「（別添5-2）事業の効用に関する説明資料の記載例（投資効率方式）」に基づき行う。

- ① 事後評価における費用対効果分析は、最終の事業計画の現況と事後評価時点のデータを基に、最終計画における算定手法を用いて算定すること。ただし、最終計画における算定手法が投資効率方式の場合であっても、総費用総便益比方式で算定する地区についてはこの限りでない。
- ② 費用対効果分析の算定に当たっては、最終の事業計画で算定した効果項目のみならず、事業完了後において新たに確認された効果も含め、効果算定手法が確立されている全ての効果を対象とすること。
- ③ 費用対効果分析結果及び算定に用いた基礎資料や基礎データについては、透明性の確保から、その把握方法や出典を明らかにするとともに、算定過程と算定結果の整合等を十分確認すること。
- ④ 関連事業が全て完了していない地区においては、事業実施の意向を確認し、実施することが確認できた関連事業地区の最新の実施時期（効果発生割合）を適切に反映させること。

4. 技術検討会の開催

事後評価の実施に当たっては、客観性の確保及び多様な意見を反映させるとともに、評価内容の向上を図るため、積極的に第三者委員（技術検討会を構成する専門的な知見を有する者を指す。以下同じ。）の知見を活用するものとする。

(1) 第三者委員からの意見聴取

- ① 地方農政局等は、技術検討会において、全ての評価実施地区の地区別評価結果書について第三者委員からの意見を聴取すること。
- ② 第三者委員の意見は、最大限尊重し評価結果に反映させるとともに、第三者委員の意見のうち特記すべき事項については、地区別評価結果書の第三者の意見欄に記載すること。

(2) 技術検討会の進め方

- ① 技術検討会に諮る地区別評価結果書（案）については、限られた時間で十分な審議を行う

必要があるため、可能な限り事前に第三者委員に説明を行うこと。

- ③ 技術検討会における説明は、地区別評価結果書（案）や事業の効用に関する説明資料の他、事業概要（一枚概要）※等を用い、効率的かつ効果的に実施すること。
- ④ 新型コロナウイルスの感染状況等を鑑みて対面での開催（現地調査の実施を含む。）に支障がある場合、オンライン会議の利用や個別に第三者委員からの意見を聴取するなど技術検討会の開催方法について検討すること。

※ 事業概要（一枚概要）の作成は、地方農政局等の事業担当課が事業実施主体の協力の下、以下の事項に留意すること。

- ① タイトルは「〇〇事業【◇◇地区】」
- ② 様式はA4横
- ③ 事業概要には「地区別評価結果書」の事業概要と同じ内容を記載し、位置図を付す
- ④ 事業の実施状況と効果には「施設の整備状況」「事業の効果」を記載
- ⑤ 施設の整備状況は整備前後の状況が分かる写真とコメントを記載
- ⑥ 事業の効果は事業目的に沿った効果とともに波及的な効果の発現状況についても写真やグラフ等を用いて分かりやすく整理

〇〇事業 ◇◇地区	
事業の概要	事業の実施状況と効果
○目的	施設の整備状況
○概要	事業の効果 【費用便益比 *.**】
位置図	

(3) 技術検討会の公開等

- ① 技術検討会は、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承事項）の2に基づき、第三者委員の了解を得た上で、原則として公開するとともに、議事要旨、議事録、会議資料は公表とすること。
- ② ただし、社会経済情勢の変化等に鑑みて支障がある場合、第三者委員の了解を得た上で、技術検討会を非公開とすることも検討すること。

5. 事後評価結果の報告及び公表

本年度の事後評価は、「（別添6）令和4年度農業農村整備事業等補助事業の事後評価のスケジュール」を基本としつつ、以下の事項に留意して行うものとする。

(1) 事後評価結果の報告

- ① 地方農政局等は、地区別評価結果書、事業概要図、事業の効用に関する説明資料、事業概要（一枚概要）を、原則、公表年度の2月末までに本省に報告すること。

(2) 事後評価結果の公表

- ① 本省は、地方農政局等から報告を受けた地区別評価結果書を基に、事業種毎の評価結果、第三者の意見、今後の改善方針等について整理する「公共事業の事業評価書（農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価）」を作成し、農林水産省としての評価決定手続を経て決定した上で、原則、評価年度の3月末までにホームページで公表すること。

- ② 地方農政局等は、地区別評価結果書、事業概要図、事業の効用に関する説明資料を、原則、評価年度の３月末までにホームページで公表すること。